

能登半島地震 牧之原竜巻被害など実例から考える行政、専門家、NPOの連携による生活再建支援



被災者の再建に
必要な知識の
9割はこの新書に
書きました



被災者支援情報さぽーとページ

ひさぽ



弁護士 永野 海
日本弁護士連合会 災害復興支援委員会 副委員長
静岡県被災者支援アドバイザー
静岡県ボランティア協会 理事

(御神-淡路大震災30年・新潟県中越震災20年／能登半島地震1年)特別企画

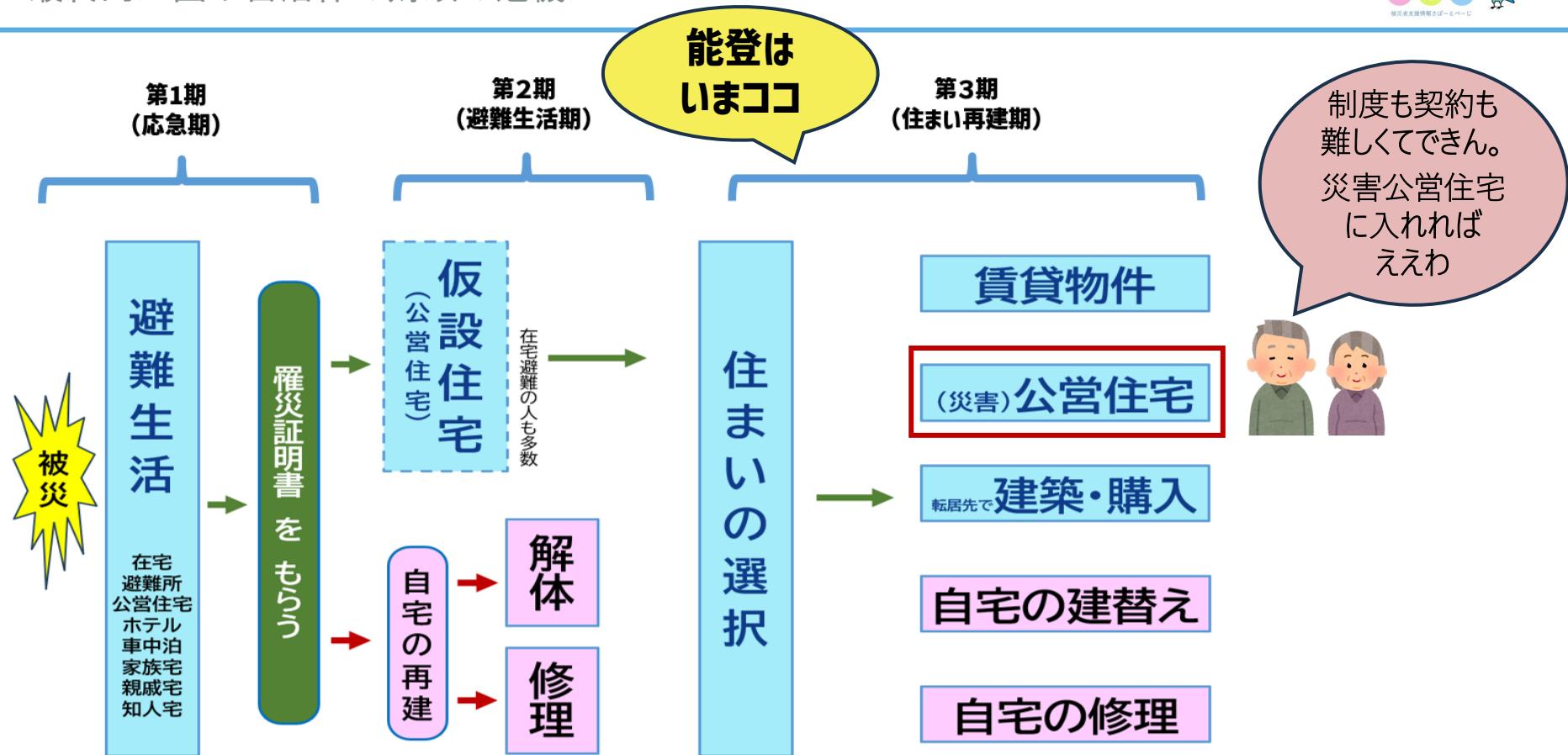
1人でも多くの命を助ける。
1人でも多くの復興を支える。
それが本書の使命――。

全国の读者から支持の声が多く寄せられています
「お年寄り・子ども・障害者など弱者の自殺で情報を発信」「
「あきらめない、燃らない、相談することに、隠れしなくなりました」
「1人に贈る、必ず備えておくべき本」

帝京新書 ¥907

高齢者が自力再建できず皆が災害公営住宅を選ぶと・・

最終的に国や自治体の財政の危機に

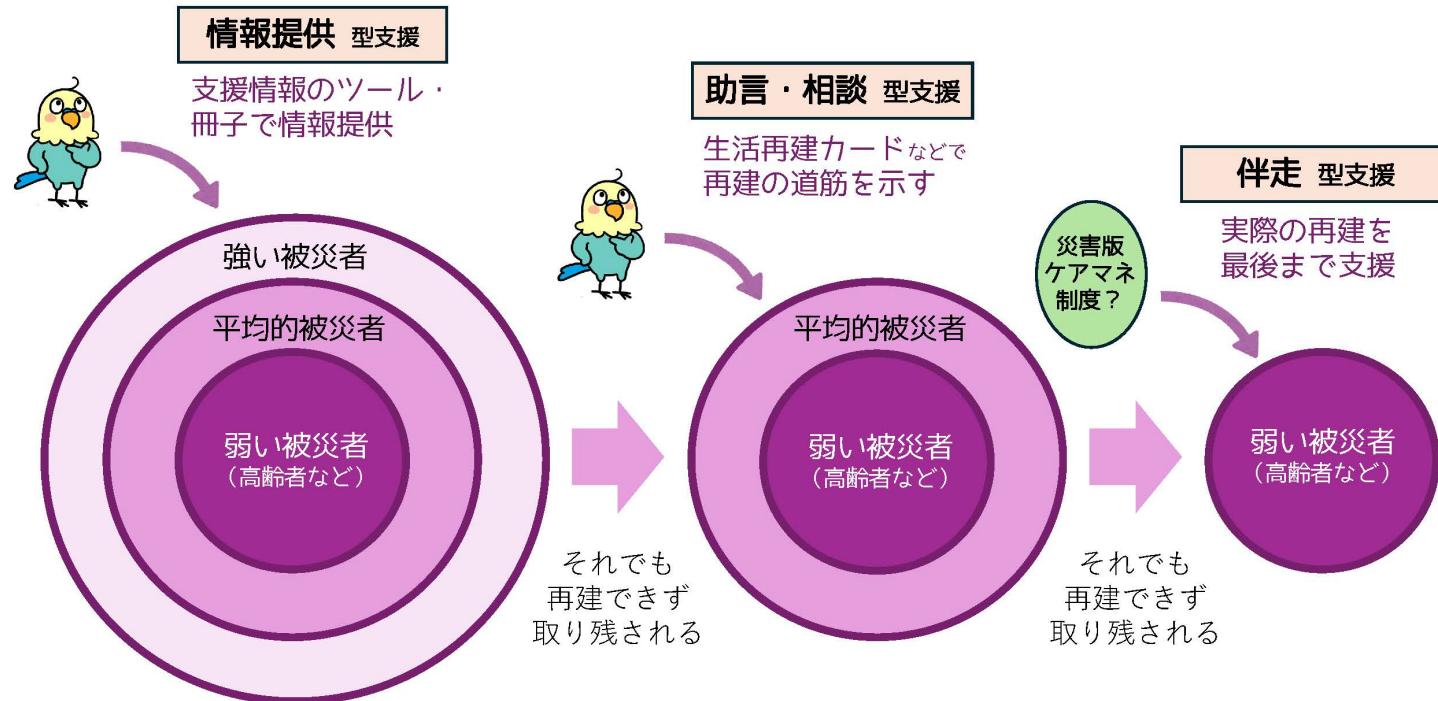


強い被災者と弱い被災者の存在

フェーズごとの適切な支援で支援の対象者は減らすことができる



専門土業からみた災害ケースマネジメントと課題



能登半島地震 翌月開始した避難所での情報提供支援

総計1000名以上の能登半島地震の被災者に対し説明会を実施



(上) 石川県輪島市町野町の避難所 (R6.2)

(右上) 富山県高岡市 (R6.3)

(右下) 石川県穴水町の避難所 (R6.3)



個別相談、個別助言型支援でさらに要支援者は減らせる

説明会のあとに質問会、個別相談会をセットで実施



↑ 輪島市町野町の避難所 (R6.2)

生活再建説明会・相談会のチラシ→

費用のこと・制度のこと
個別再建シートで
お一人お一人に合った方法を
わかりやすくご提案します

参加無料

生活再建相談会

開催日 11月 30日 (日)

会場 本郷公民館 10:00~12:00
清水第1回地集会所 13:30~15:30

講師 永野 海 (ながの かい)
弁護士 (静岡県弁護士会) / 防災士
日本弁護士連合会 災害復興支援委員会 副委員長
最新著書「避災と共災のすすめ」人間復興の災害学 (帝京新書)

送迎 必要な場合は、ご自宅まで送迎もいたします!
下記お問い合わせ先までお気軽にお電話ください

主催: AAR Japan
(認定NPO法人難民を助ける会)
共催: 風組関東、
JOCA (公益社団法人青年海外協力協会)

事前予約不要
お問い合わせはこちら
0768-55-0088

JAPAN PLATFORM

能登はいま 具体的な住まい再建期のフェーズに

再建できず残る一人ひとりへの伴走型の支援が必要に



←前半は説明会

→後半は個別相談会



写真はいずれも輪島市

現地支援をするNPOや社協、自治体との連携が集客のカギとなる

住まいの自力再建を後押しする「被災者生活再建カード」

自分が使える支援制度を「見える化」「カルテ化」



内閣府防災
の手引きでも
紹介



災害ケースマネジメント
実施の手引き

コラム15：「被災者生活再建カード」の研修での活用

- 「被災者生活再建カード」は、被災者が自判断できることを前提とし整理し、わかりやすくまとめたものである。弁護士の永野海氏が作成してある。
- 被災者生活再建カードは、被災者の生活を再構築するために必要な支援制度を具体的に説明するため、HP上で表示している「ライフスタイル（住まい）カード」とカード式で並ぶための紙面併せて活用することで、個々の被災者の状況に合わせた支援制度の活用を検討することができます。
- 実際に研修にて、被災者生活再建カードの活用とともに支援制度の理解を促進することを目的としており、被災者生活再建カードとつづりシート等も開発しております。中でも「災害ケースマネジメント研修」の研修にも活用でいるものである。

出典：<http://naganokai.com/>

令和5年3月
内閣府（防災担当）



職員も市民も再建カードを貼れる「災害ケアマネ」に

支援制度を使って自力再建を支援する技術を習得する必要性



静岡県の西伊豆町での全職員対象の生活再建カード研修
(左上・右上)

座間市での行政と連携した民間研修 (左下)

被災地石川県能登町での職員ら対象の生活再建カード研修
(右下)

支援制度の知識とサポートで高齢者の自力再建は可能

皆さんにはこの夫婦の建替えを実現してあげられますか？



75歳

65歳

土地評価 500万円

わしら夫婦は年金15万円で生活しどって
貯金も300万円しかない。

家が能登の地震で《半壊》になってしまった。

地震保険は150万円でるいう話やが、年寄りには
支援制度の冊子みても何もわからんわ。
結局どれ使って、いくらもえるかもさっぱりじゃ。

先月公費解体してもうたが、昨日工務店がきて
建替えするには2500万円もかかるそうやで。

だからもう元の集落に戻るのは諦めとる
災害公営住宅ができたらそこに入ってくれたらいい
わしらみたいなんにどうやって建替えせえ言うんや

- 全壊
- 大規模半壊
- 中規模半壊
- 半壊
- 準半壊
- 一部損壊
- 解体
- 長期避難



- ・収入 月15万円
- ・貯金 300万円
- ・建替えを希望

(評価)
 ・土地 500万円
 ・建物 300万円
 (必要な資金)
 ・建替 2500万円

現在の生活場所	費用無料	万円	100 万円	150 万円	250 万円	① 万円
仮設住宅 	ボランティア・専門家支援		応急修理制度 その市町村に災害救助法の適用必要	被災者生活再建支援金 基礎支援金 全壊・解体・長期避難 100万円 大規模半壊 50万円	火災(地震)保険・共済 火災保険だけでは地震・津波の被害保障なし	能登特例給付金 能登6市町の半壊以上の高齢者や経済的事情ある人等 最大300万円
途中の生活場所	300 万円	200 万円	20 万円	250 万円	税金還付	② 万円
義援金 	わじま住まい再建支援金※ 輪島市内での再建 建設・購入 上限200万円(子育て300万円) 修繕 上限100万円(子育て150万円)	入居・転居支援金 最終的な住まいへの転居時等の支援 転居費用 10万円 入居費用 10~20万円	災害援護資金貸付 1か月以上の負傷家財損害、住家被害に応じ最大350万円 貸付		雑損控除	③ 万円
最終的な住まい	解体費無料	200 万円	借金の減免	1500 万円	万円	④ 万円
自宅の建替 	公費解体 	被災者生活再建支援金 加算支援金 建設・購入 200万円 修理 100万円 民間賃借 50万円 *中規模半壊は上の各半額	被災ローン減免制度	リバースモーゲージ <高齢者返済特例> 60歳以上なら、不動産評価の6割まで借り入れ、返済は利息だけOK	災害復興住宅融資	現在の貯蓄額 ④ 300 万円
						最終合計 ①~④の合計額を記入 3270 万円

知識と支援で80代の単身高齢者でも自力再建できる

リバースモーゲージ型融資により再建された高齢者の自宅（輪島市・令和7年9月）



集落に災害公営住宅が建設されないため
自力再建でしか集落に残れない
(災害公営住宅の広さでは子や孫が泊まれない)

山間の集落でも融資対象になるのが
住宅金融支援機構の融資の1つの特徴



しかし、まず複雑な支援制度に直面し困惑する被災者

令和4年台風15号の静岡市水害 被災者の切実な声（弁護士の相談メモ）



- 先日、市から書類の束が届いた。よく分からないので、自分がどのような支援を受けられるか聞いてみたい。
- 今後、何をどういう順番で取り組んでいけばいいのか分からない
(何日間も眠れていらない方で、心のケアが必要だと思いました)
- 市から被災者支援制度の案内文書が届いたが、見れば見るほど分からなくて相談に来た。自分が使える支援制度を知りたい
- これまで一度も私にきちんと説明してくれた人が居なかつたので、初めて説明してもらえて嬉しい
- 当日の被害の精神的不調が大きく、話をきいてもらう人に救いを求めたい思いで相談にきた
- 1階が浸水して未修理で、自宅に住むのが辛い
- 相談者には夫と発達障害の子供あり。母の介護もあるところに今回の父の被災。とても一人で抱えきれるものではなく、相談できる人もいなかった模様。途中何度もつらさを思い出しては泣かれてた
- 何から手をつけていいかわからない、どうしたらいいのか教えてほしい(非常に混乱した様子だった)
- 床上浸水したが、どうすればよいかわからない。今後の方針で妻とけんかになり、妻ともども精神的に参っている
- 修理するか建て替えか判断できない。仮設にも移動が大変。色々悩んで憂鬱になる。

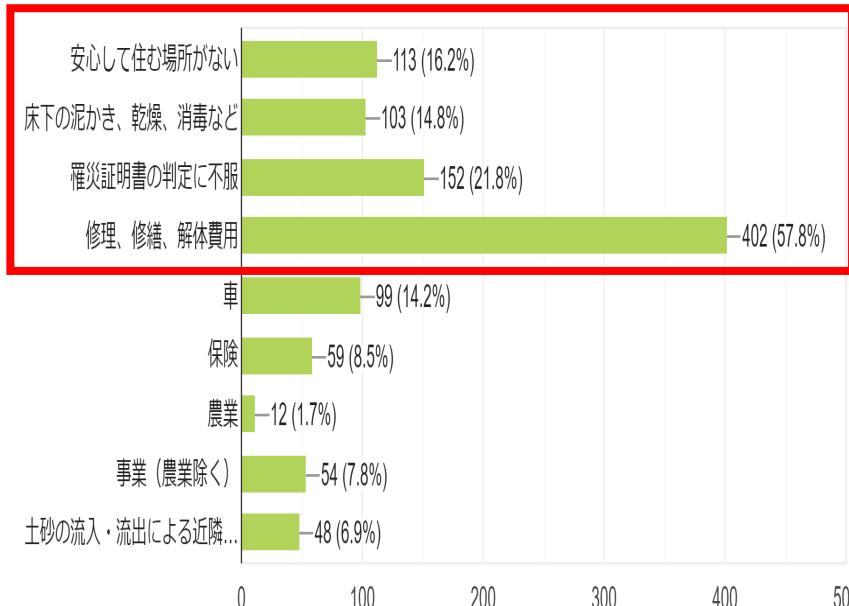
被災者は何に困っているのか（水害の例）

1300件の土業相談の大半は複雑な支援制度と経済的支援に関するもの

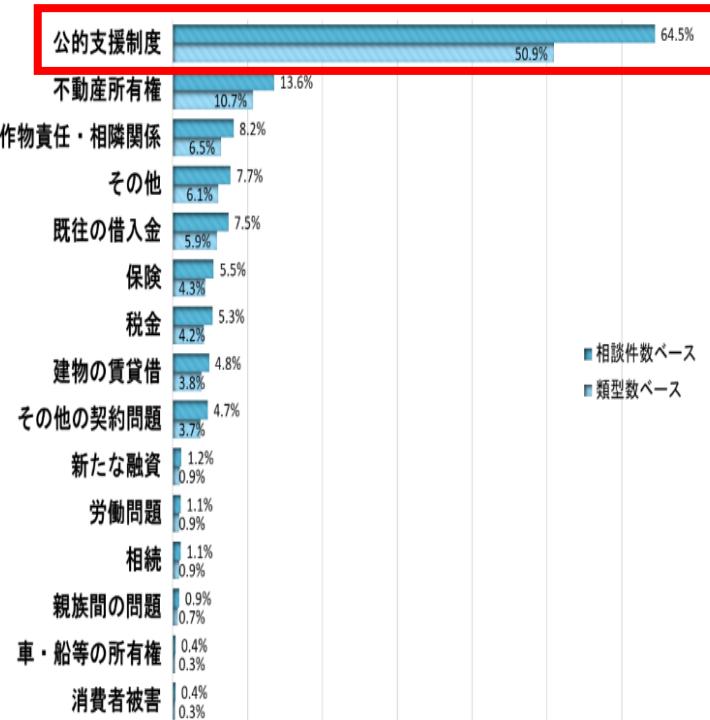


困っていることの大分類（複数選択可）※あてはまるものがなければ飛ばしてください

696件の回答



1 全体の相談内容の傾向¹ [相談件数ベース : n=1,114² / 類型数ベース : n=1,410]



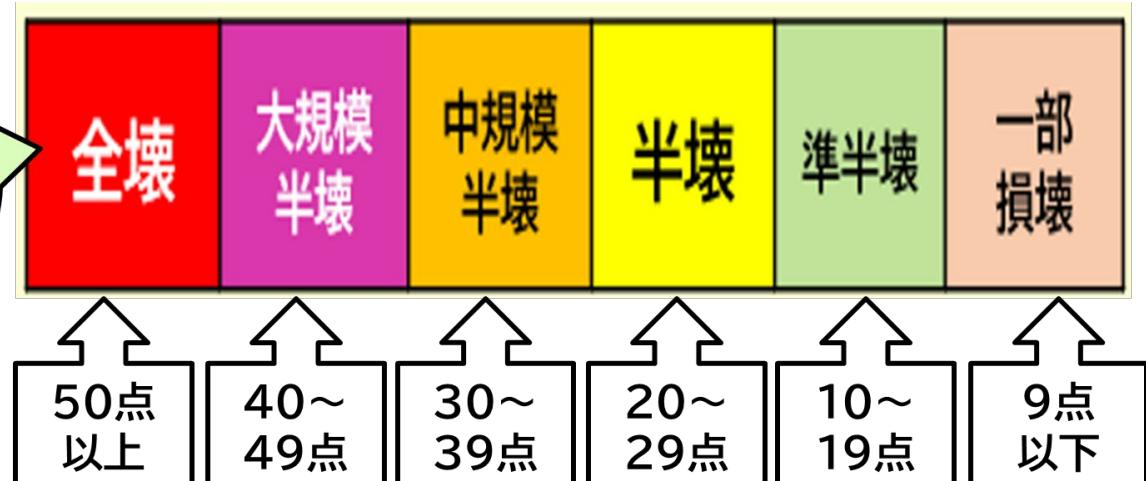
令和4年台風第15号災害（静岡市）の静岡県災害対策土業連絡会による相談統計

次に罹災証明 「準半壊」以下だと自力再建は不可能に

被害実態に見合った判定がされない 繰り返される被災地の現実



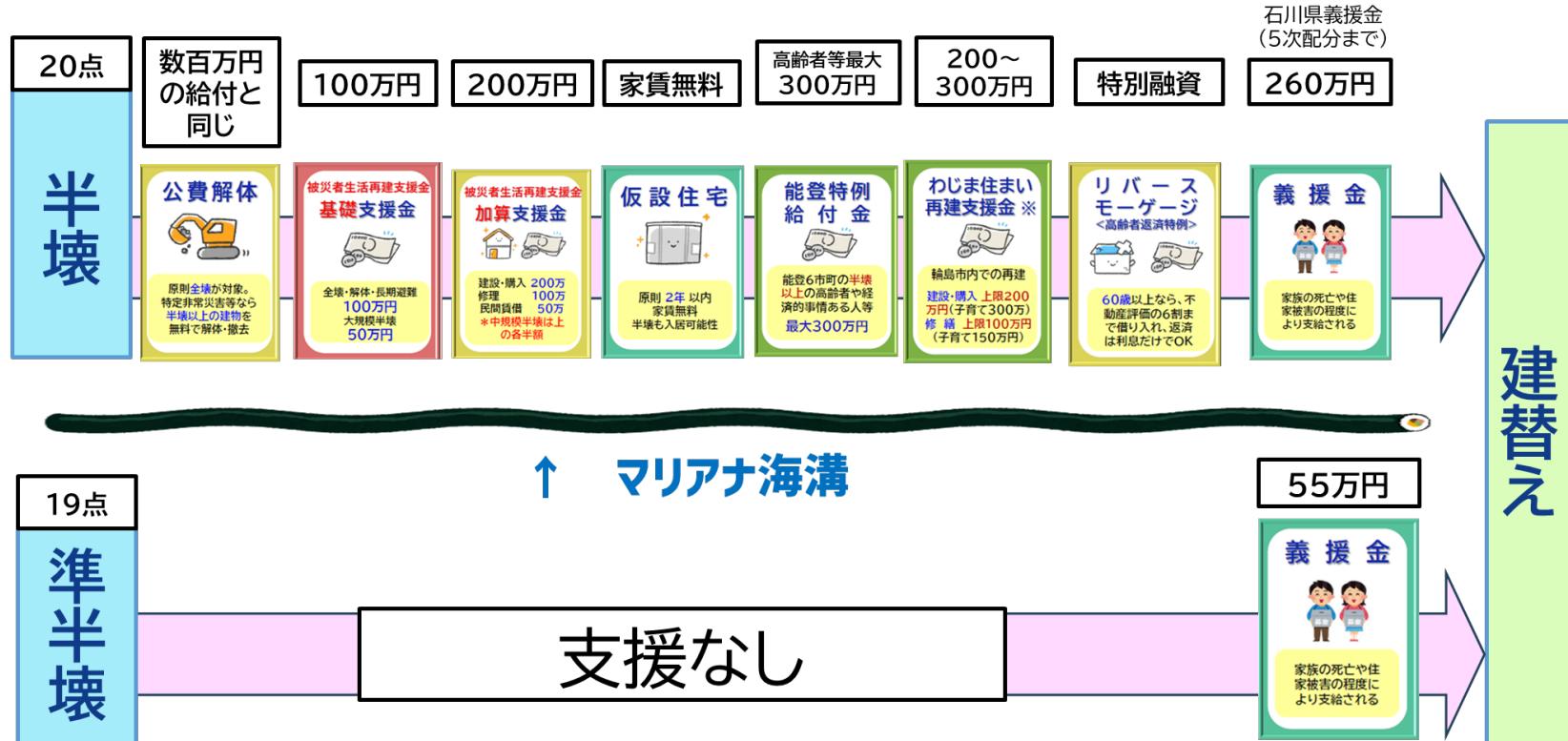
罹災証明は
100点満点
の住宅の
壊れ度テスト



どの判定をもらうかで天国と地獄の差になることも

半壊と準半壊の間にはマリアナ海溝が鎮座

日本の支援制度の大半は「半壊以上」でしか使えない



災害直後から行政も住民も知っておくべきこと

被害実態に合わない低い罹災証明判定は住民の復興も地域の復興も不可能にする



結局、罹災証明の調査・判定にあたって大切なのは

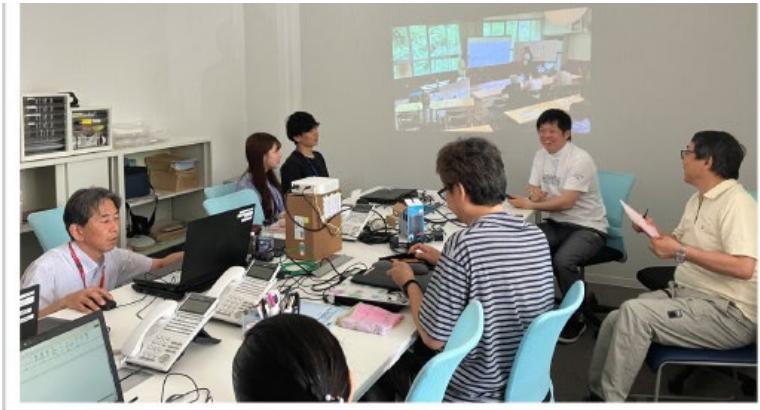
半壊未満の判定になってしまうと

- ・応急仮設住宅に入る権利すらなくなる
- ・ほとんどの支援の対象外になる

という基礎的な知識を、
行政職員側も住民側も持っていること。

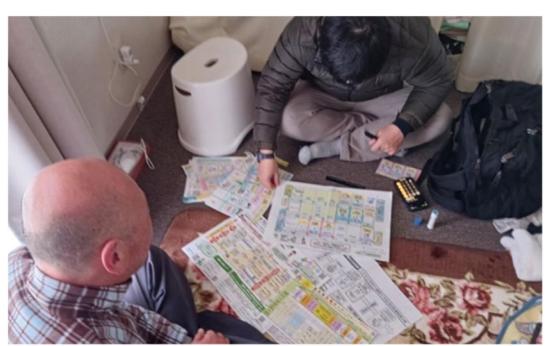
そして必要な「災害版ケアマネ制度」の創設と人材育成

被災者を訪問支援する地域支え合いセンター（厚労省補助事業）だけでは足りない



←金沢市周辺のみなし仮設を訪問支援する
「いしかわ被災者支援センター」の職員
に対する住まい再建支援研修をする筆者

↓上記職員が輪島市の実際の支援現場で
行なうOJT方式での実地研修



←輪島市の
仮設住宅で
の再建相談



最新の自治体と弁護士など士業の連携による支援

発災直後から1300世帯の被災に対して800件の相談対応をした牧之原モデル

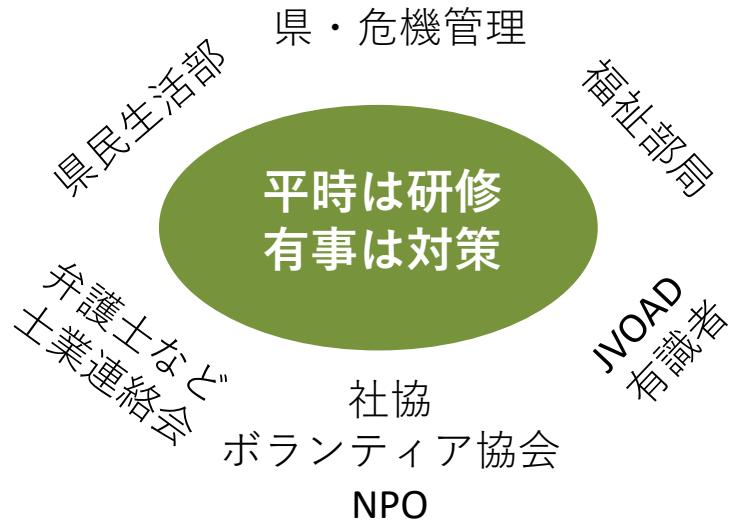


令和7年台風15号 静岡県牧之原市 竜巻被害



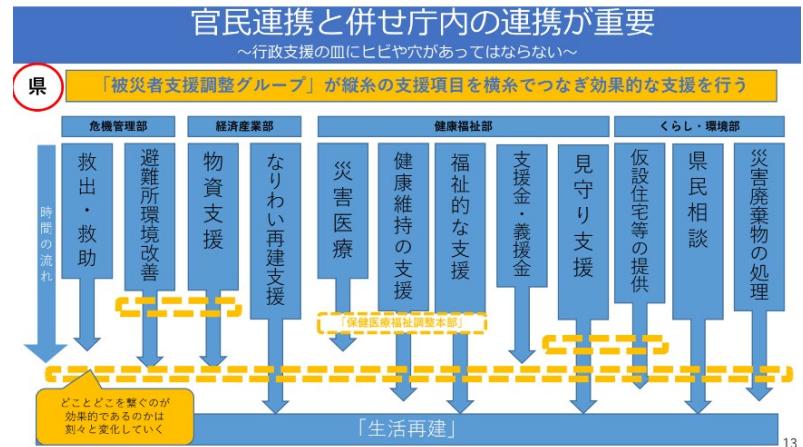
令和7年に発足した静岡県被災者支援連絡会

発災直後から全庁体制、かつ関係団体と連携して被災者対応を行うための機関



これまで**災害対策本部**はハード面、人命救助、インフラ復旧、給水対策などが中心
ソフト面、被災者の生活再建は別部局の担当で、発災直後からの全庁体制での動きが難しかった
(筆者私見)

図の出典：静岡県



県庁内に横ぐしがとおりオール体制で発災直後から
ソフト面、生活再建という同じ目標に向かう

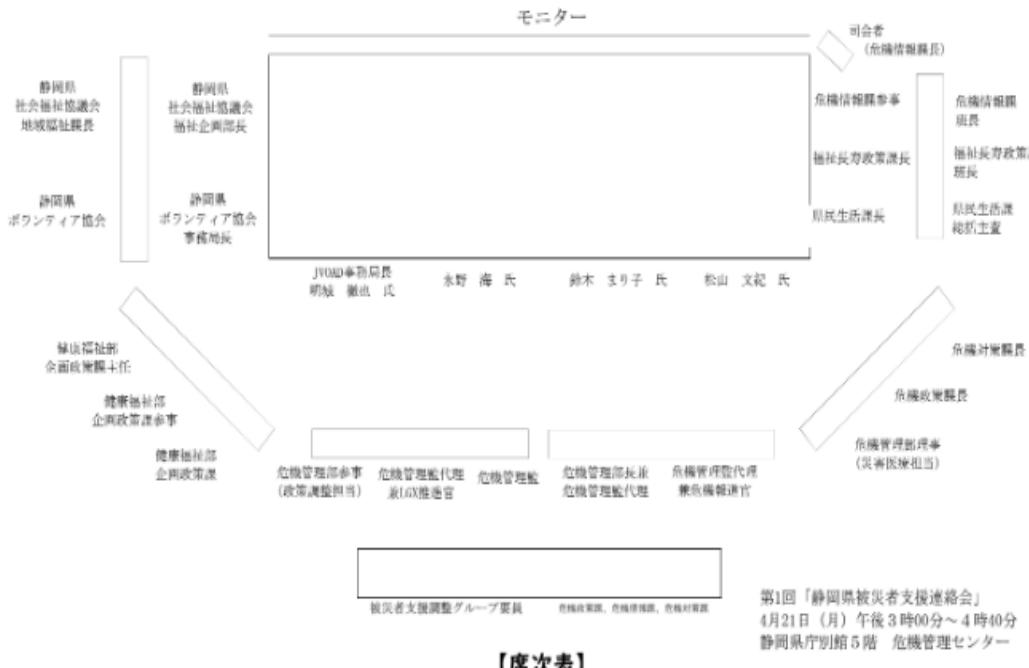
弁護士会も会長声明など書面で要望する必要は
なくなり、常に県と**LINEグループ**で情報共有と
対応協議ができるように **(対立から協働へ)**

令和7年に発足した静岡県被災者支援連絡会

発災直後から全庁体制、かつ関係団体と連携して被災者対応を行うための機関



《平時の研修時の参加者》



静岡県被災者支援連絡会設置要綱

(静岡県危機管理部危機情報課)

(連絡会の設置)

第1条 静岡県内で災害が発生したときに、多様な主体が取り組む被災者支援を総合調整し、被災者のニーズ把握と支援を円滑かつ確実に実行するため、静岡県被災者支援連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

(所掌事務)

2条 連絡会は次の事務を所掌する。

- (1) 平常時における、被災者支援に係る意識啓発に関すること
 - (2) 災害時における、被災者支援に係る情報共有、総合調整に関すること
 - (3) その他被災者支援の推進に関すること

構成団体等)

3条 連絡会の構成団体等は、次のとおりとする。

- ・静岡県危機管理部危機情報課
 - ・静岡県くらし・環境部県民生活課
 - ・静岡県健康福祉部福祉長寿政策課
 - ・社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
 - ・特定非営利活動法人静岡県ボランティア協会
 - ・特定非営利活動法人全国灾害ボランティア支援団体ネットワーク

2 前条の所掌事務を行うに当たり適切な助言等を得るため、連絡会に静岡県被災者支援アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置くものとする。

3 前項のアドバイザーは第5条に規定する会議に参加し、会議の参加者の求めに応じて助言等を行うものとする。

会長)

条 連絡会は、静岡県危機管理部危機情報課参事を会長とする。

被災者支援を調整するための会議)

5条 第2条第2号の被災者支援に係る総合調整を行うため、会長は、必要に応じ、会員を招集

することとする。

前項の会議は、原則として非公開とする。

第3条の構成団体は、会長に対し、第1項の会議の招集を求めることができる。会長は、第3条の構成団体のほか、必要と認める者の出席を求めることができる。

事務局) は、この規則の施行に付随する問題を審査する。

6 条 連絡

多來一起結伴，平時可以前兩次吃飯首選海底撈麻辣香鍋。

七条

東二の支綱に走る車の往来は、連絡会の連合に関する重要な事実、云々が別に走る。



連絡会主導で被害に見合った罹災証明の判定を市町に支援

国は自治事務として現場での柔軟な調査・判定を認めているが活用が難しい実態



【 総 則 】

1. 目的

災害に係る住家の被害認定基準運用指針（以下「運用指針」といいます。）は、災害により被害を受けた住家の被害認定を迅速かつ的確に実施するため、災害に係る住家の被害認定基準について（平成13年6月28日付け府政防第518号「内閣府政策統括官（防災担当）通知」）（以下「被害認定基準」という）に規定される住家の場合の具体的な調査方法や判定方法を定め、的確かつ円滑な被害認定業務の実施に資することを目的とする。

なお、市町村が、地域の実情、災害の規模等に応じ、本運用指針に定める調査方法や判定方法によらずに被害認定調査を行うことを妨げるものではない。

国の運用指針に
令和6年5月版
から加筆

熊本県内市町村
担当部局長 殿

事務連絡
平成28年6月6日

内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（事業推進担当）

被害認定調査及び罹災証明書交付に係る留意事項について

被害認定調査・罹災証明交付に係る事務について、日々取り組まれていること、大変ご苦労さまです。

申し上げるまでもなく、罹災証明書は、被災者の生活再建・住宅再建に向けての重要な基礎的資料であります。

これら第2次調査を進めていくに当たって、被害認定調査や罹災証明書に係る留意事項について、下記の通り改めてとりまとめましたので、円滑かつ的確な対応方よろしくお願いします。

記

1. 災害の被害認定基準について

内閣府では、災害により被害を受けた住家の被害認定基準として、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成13年6月28日付け府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）を定めています。

また、市町村が、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）を定めています。

本運用指針は、住家の損害割合により被害認定を行う場合の標準的な調査・判定方法を定めたものですが、運用指針に例示されている損傷と同程度以上の損傷が現に住家に生じていると客観的に判断される場合には、市町村の判断により、当該損傷を考慮した上で、被害認定を行うことが従来から可能となっておりますので、念のためお知らせします。

2. 判定結果の取扱いについて

市町村は、災害対策基本法に基づき、被災者から申請があったときは、被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付することとされています。

被害認定調査には、外観目視による第1次調査と、外観検査及び内部入りによる第2次調査がありますが、いずれの結果で罹災証明書を交付するか運用指針において特段の定めはないため、市町村で総合的に勘案し、いずれかの結果を交付いただくようお願いします。

熊本地震の
ときの
内閣府防災
の事務連絡
(最重要!)

また、市町村が、住家の被害認定を迅速かつ的確に実施できるよう、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（平成25年6月内閣府（防災担当）。以下「運用指針」という。）を定めております。

本運用指針は、住家の損害割合により被害認定を行う場合の標準的な調査・判定方法を定めたものですが、運用指針に例示されている損傷と同程度以上の損傷が現に住家に生じていると客観的に判断される場合には、市町村の判断により、当該損傷を考慮した上で、被害認定を行うことが従来から可能となっておりますので、念のためお知らせします。

発災直後の生活再建説明会の重要性

罹災証明の調査から支援制度まで 行政、支援者、住民全員が同じ説明会を聴講



オンライン ビナタでも 申込不要 無料

令和7年台風15号 竜巻・水害 生活再建説明会 -使える支援制度と罹災証明のこと-



日時 2025年9月10日 (水)
20:00～21:00

講師 弁護士・防災士 永野 海
被災者支援情報さばーとへーじひさば運営
静岡県弁護士会 / 日弁連 災害復興支援委員会副委員長
著書「避災と共災のすすめ -人間復興の災害学」(帝京新書)ほか

参加方法

どなたでも（無料）
ZOOM 300名先着
<https://us02web.zoom.us/j/81312381652?pwd=wMnGk8OekF0WKW46gxR0R1QzK9K9>

ミーティング ID: 813 1238 1652
パスコード: 277090

※説明会では、「支援情報瓦版」の内容を中心にご説明します。右のQRコードのサイトでDL可能です

ZOOMリンク 

瓦版リンク 

- 連絡会の存在により、発災直後に県が被災市町に対して住家被害認定調査、罹災証明と支援制度の関係などの**研修受講を要請**
(被災者含め当日及びアーカイブ含め1000人以上視聴)

- 特に住家被害認定調査に関し、**風害の際に被害実態に合った判定が可能となる調査の具体的ポイントを助言**

- 上記ポイントについては、後日、静岡県からも被災市町に改めて連絡し徹底を要請
- 上記の結果、被害実態に見合った牧之原市の罹災証明判定につながった（筆者私見）

国の被害調査手引きのみだと被害と判定に乖離

被害を過小評価しない調査技術、判定技術を身につける重要性



●程度 I

①



10048

棟瓦(がんぶり瓦、のし瓦)の一部がずれ、破損が生じている。
(棟瓦の損傷が認められる場合は棟瓦を挟む両屋根面で損傷を算定する。)

●程度 II

②



10053

棟瓦のずれ、破損、落下が著しいが、その他の瓦の破損は少ない。

●程度 III

③



10056

棟瓦が全面的にずれ、破損あるいは落下している。



30017

屋根の一部に飛来物による軽微な衝突痕がある。



30018

(下地材の損傷が見られる。)

金属版葺材の半分程度がはがれている。

- こうした例示は、専門家でない職員が調査する上では必須

- しかし外観での損傷具合と実際の被害（**例、見た目以上に影響が大きい、他の部分も全交換が必要など**）は必ずしも一致せず、被害を過少評価した点数になりがち

- 修理の際、**再利用で** **きず全交換が必要な場合**は**その全面積をVで** **見る必要がある**が、平時からの研修なくしては現場判断は難しい

被害調査だけでなく再調査でも市と専門家が連携

専門家との円満連携が職員の負担も減らし、被害に合った判定につながる



牧之原市令和7年11月21日災害対策本部会議資料より

全壊	73棟	(前回より+0棟)	うち、非木造	棟
大規模半壊	47棟	(前回より+0棟)	うち、非木造	1棟
中規模半壊	73棟	(前回より+0棟)	うち、非木造	15棟
半壊	148棟	(前回より+1棟)	うち、非木造	13棟
準半壊	303棟	(前回より+0棟)	うち、非木造	19棟
一部損壊	688棟	(前回より+4棟)	うち、非木造	49棟
計	1,332棟	(前回より+5棟)	うち、非木造	97棟

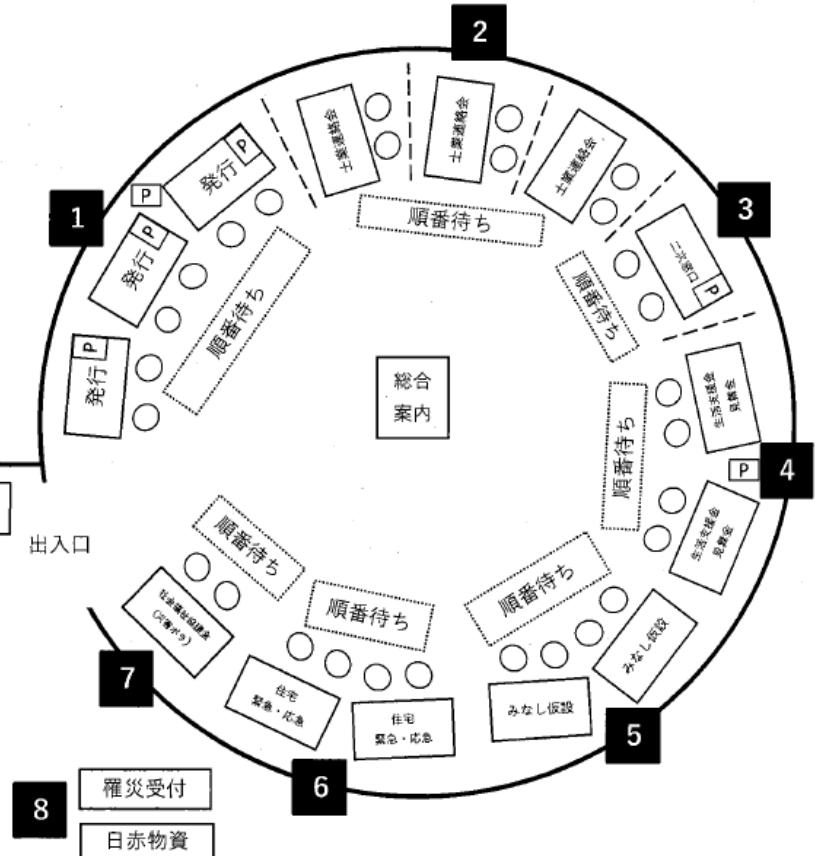
再調査依頼91件 11/20現在 90件調査済み 認定区分変更 56件
罹災証明書の発行後、税務課のブースで詳細な調査票を確認し、弁護士や建築士のご意見をいただき、確認不足と思われる箇所の指摘を受け再調査した結果

牧之原モデル 完全なワンストップの生活再建支援窓口



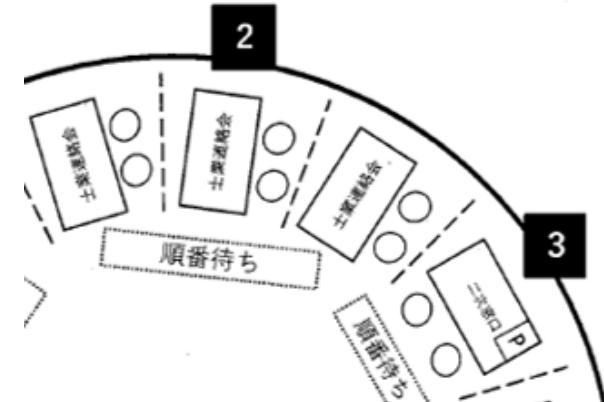
人間ドック方式 罹災証明の申請・交付から制度説明・相談・申請まで全てできる

【1番】で罹災証明書を受け取った住民は
全員が【2番】の士業ブースに案内される。
【2番】では弁護士や司法書士が**支援制度の全体像を説明**し、建築土や税理士を含め
個別相談にも応じ、必要な窓口にお連れする。



罹災証明書の判定・再調査支援でも官民連携

建築士と税務課が完全に連携することで職員負担軽減と適正判定に



- ① 【2番】の土業連絡会の隣に【3番】の税務課の再調査窓口を置き
建築士・弁護士が求めれば住家被害認定の調査票をその場で印刷・交付する体制
- ② 建築士を中心にその場で被害に見合った点数になっているかをチェック
→ 問題なければそう説明し納得してもらうことで無用な再調査申請を抑制
- ③ 点数が上がる可能性がある事案は再調査のポイントを税務課に助言
税務課は記録に残して再調査の際は助言箇所を重点調査
→ 再調査の半数以上が判定変更となった

使える支援制度の漏れを防ぐ「支援制度問診票」

弁護士会と牧之原市が合同で作成。罹災証明とセットで全員に交付



交付された罹災証明書
に応じて自分が使える
制度と金額が予め記載
された問診票 →

この問診票の説明を
【2番】のブースで
土業から受け、実際
の申請ブースに同行
してもらえる

全壊の世帯

説明	申請処理	主な支援制度	最終的な方針			
			修理	建替え 購入	民間 賃貸	その他
		ボランティアセンター DWAT (福祉の相談) 0548-22-5187	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		保険・共済	<input type="checkbox"/> 申請手続き済 <input type="checkbox"/> なし			
		緊急修理 上限53,900円	7 <input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		基礎支援金 100万円（単身75万円）	4 <input type="checkbox"/> 申請したい			
		見舞金／義援金 10万円 ↑配分待ち	4 <input type="checkbox"/> 見舞金申請したい <input type="checkbox"/> 義援金申請したい			
		応急修理 上限739,000円 □所有者の同意	7 <input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		応急仮設住宅 併用注意	5 <input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要		
		公費解体 □所有者の同意 併用不可	6 <input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要		
		被災ローン減免制度 □この災害でローン返済が困難	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		災害復興住宅融資（一般）	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		災害復興住宅融資（リバモ） □契約時 60歳以上	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		加算支援金 ※契約書等必要	4 <input type="checkbox"/> 申請したい（単身は各3/4）			
		雑損控除 □所得税・住民税納税者	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		災害弔慰金・障害見舞金 □死亡（関連死含む）	<input type="checkbox"/> 申請したい <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 不要			
		重度障害	<input type="checkbox"/> 申請手続き済			

国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険・市税

世帯の状況	支援制度	今後の方針	担当
□国民健康保険の加入者がいる	国民健康保険税の減免	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	税務課
	医療費の自己負担額の減免	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	
□75歳以上の人がある (65歳以上の障害認定を含む)	後期高齢者医療保険料の減免	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	国保年金課
	介護保険料の減免	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	
□65歳以上 74歳以下の人がいる	介護保険料の減免	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	長寿介護課
	介護保険料の免除	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	
□国民年金の1号加入者がいる (国民年金保険料を支払っている人)	国民年金保険料の免除	<input type="checkbox"/> 申請 <input type="checkbox"/> 検討 <input type="checkbox"/> 必要なし	国保年金課 島田年金事務所
□市税の納付が困難	市税の納付相談 (市県民税・固定資産税・ 国民健康保険税)	担当へご相談ください 税務課収納管理係 電話 0548-23-0022	

*資産の損害状況、収入状況によって制度の対象とならない場合があります

*災害により期限内の納付が困難になった方は担当までご相談ください

この数字は相談会場のブース番号

発災直後から士業相談を行う意義

行政は発災直後から個別訪問調査はできない 士業相談で困り事や被害実態を把握



多数の住民が住まい
を失っている被害の
実態がわかる



こうした把握した
実態とともに
被災者支援連絡会
で官民が議論

罹災証明書交付前の発災直後の4日間の相談統計

発災直後 4 日間の合計 78 件の相談データ（暫定版）

令和7年台風15号・牧之原市竜巻被害など 被災者の専門家への相談内容



対象：静岡県灾害対策士業連絡会が行っている
牧之原市総合健康福祉センター「さざんか」での現地相談、
及び静岡県弁護士会の電話相談
現地相談 9月11日～9月14日までのデータ 74件
電話相談 9月9日から9月14日までのデータ 4件

ひさば
被災者支援情報さばーとべーじ

応急期から再建期へ連携

士業による現地調査や、地域支え合いセンターとの連携に移行



崖崩れの現地を**技術士、弁護士、社協
技術系NPO**が合同で調査(再建方法を検討)



弁護士による珠洲市地域支え合いセンター職員と
珠洲市の職員に対する研修(2024年5月)



①専門知見を活かした現地調査・現地支援

- ・再調査支援
- ・長期避難世帯認定支援
- ・防災集団移転支援
- ・町の再建支援

②地域支え合いセンターへの支援

- ・職員研修
- ・困難事例のケース会議出席
- ・職員が相談できるML作り
- ・合同個別訪問